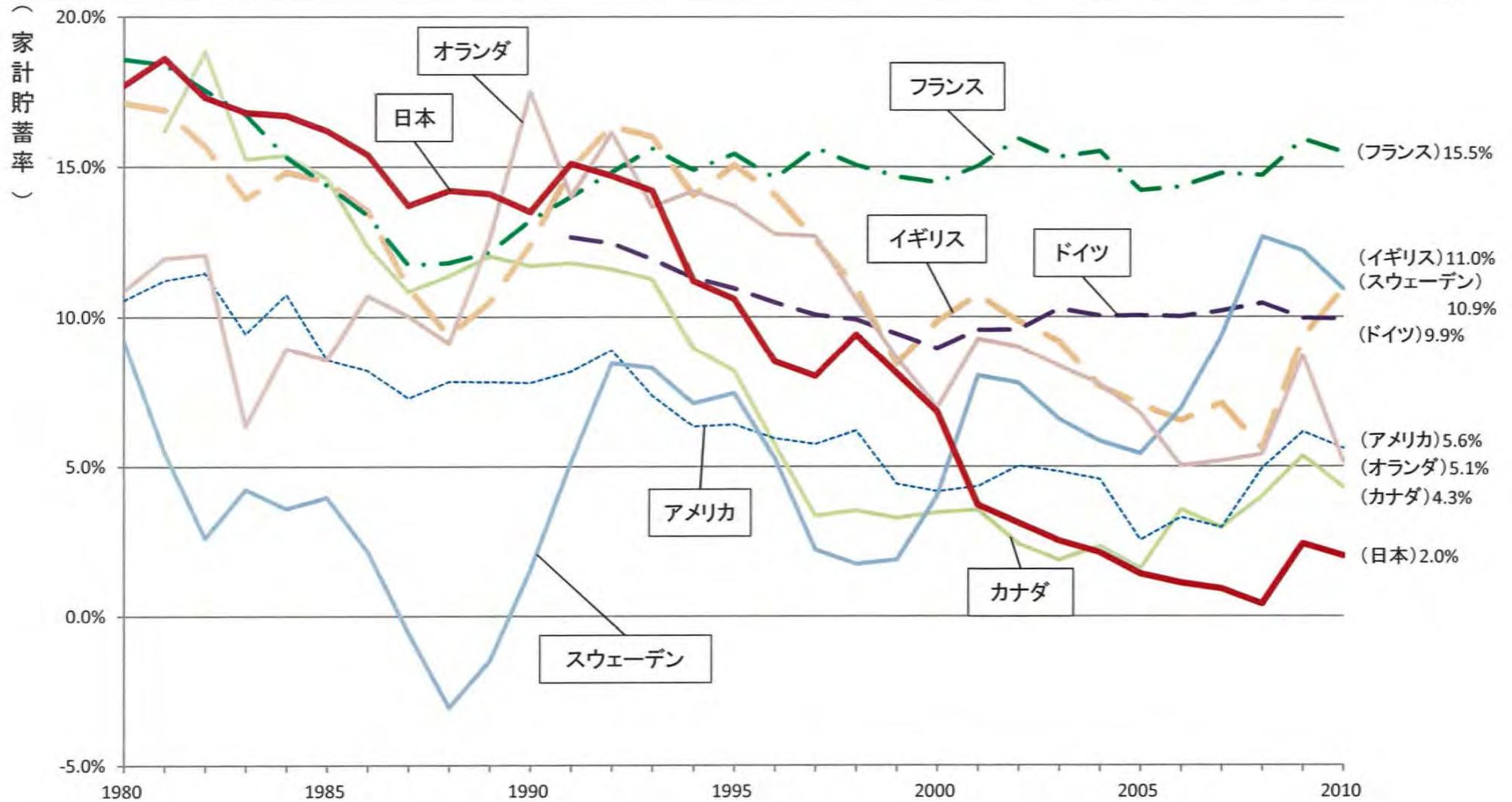


2. 老後の生活に備えるための 自助努力と所得税

家計貯蓄率の国際比較

10月1日説明資料

○ 日本の家計貯蓄率は、老年人口比率の増加等の影響を受け、2010年には2.0%まで減少し、他の主要国と比べ最も低い水準まで低下している。

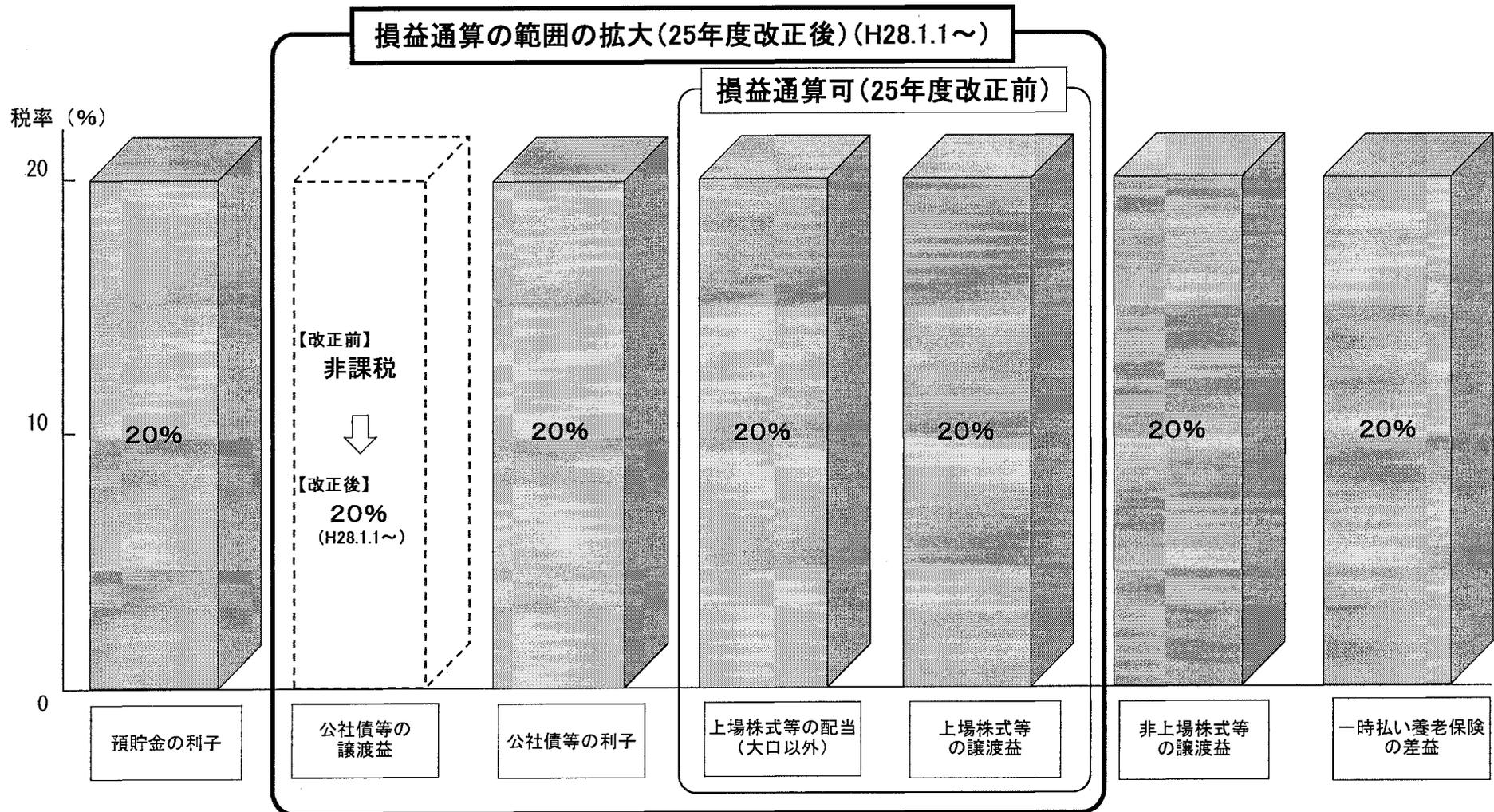


（注） データの制約上、カナダは1981年以降、ドイツは1991年以降の値を記載。また、イギリスとフランスはグロスの家計貯蓄率、その他はネットの家計貯蓄率。

（備考） 日本は内閣府「国民経済計算」、諸外国はOECD「Economic Outlook No 97」（2015年6月）による。

金融所得課税の一体化

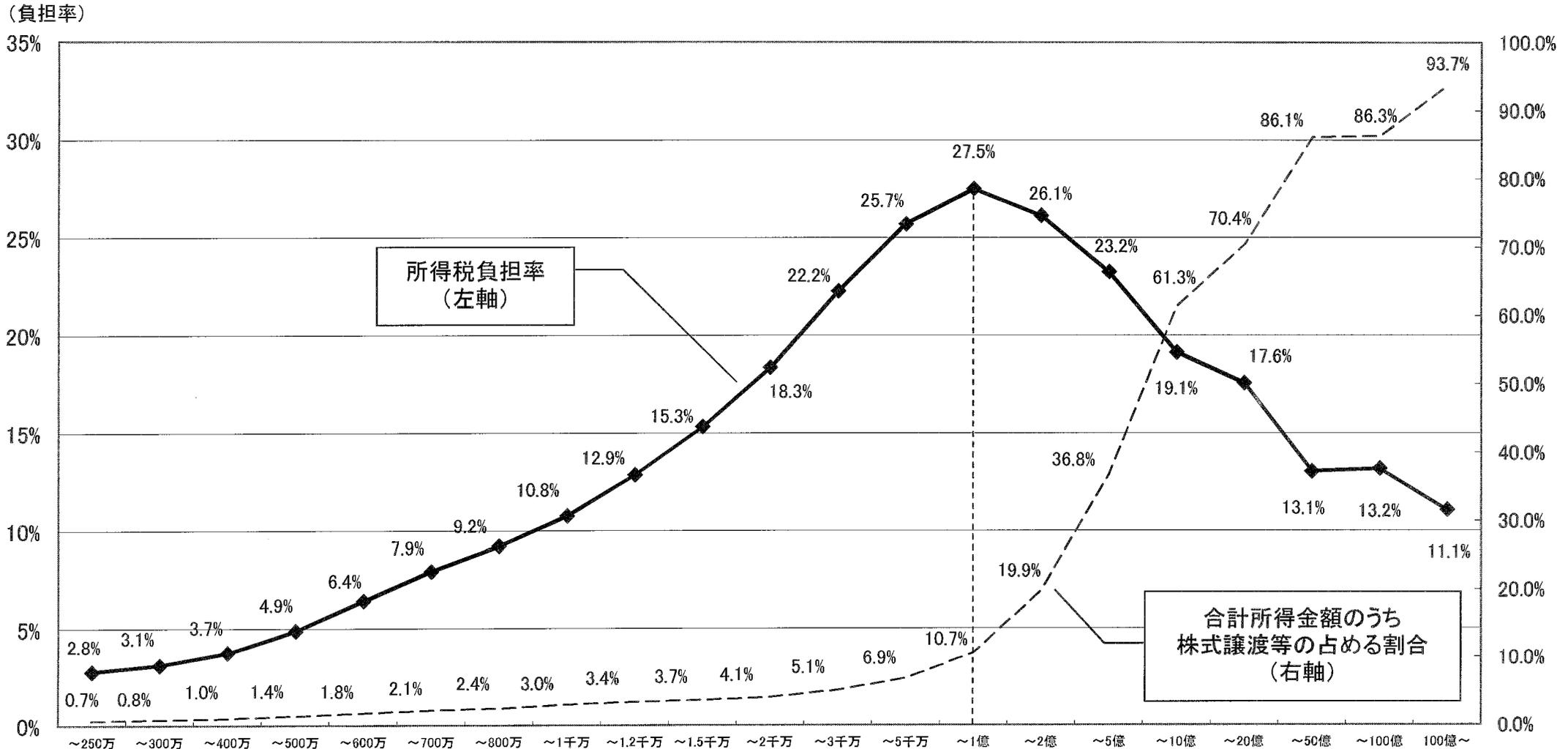
- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



(注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補填金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の内訳は所得税15%、住民税5%である。

申告納税者の所得税負担率(平成25年分)

- 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽課していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。
- 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%（所得税：7%、住民税：3%）の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%（所得税：15%、住民税：5%）の税率が適用されている。



(備考) 国税庁「平成25年分申告所得税標本調査結果(税務統計から見た申告所得税の実態)」より作成。

(合計所得金額:円)

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。

少額貯蓄非課税制度等、NISA制度の概要

1 少額貯蓄非課税制度等

区 分	対象者	内 容	非課税限度額
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税 (障害者等マル優)	障害者等 (障害者、遺族基礎年金の 受給者である妻、寡婦年金 の受給者である妻等)	預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信 託等の利子等	元本 350 万円
障害者等の少額公債の利子の非課税 (障害者等特別マル優)	同 上	国債及び公募地方債の利子	額面 350 万円
勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	55 歳未満の勤労者 (職業の種類を問わず、事 業主に雇用される人)	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成 住宅貯蓄の利子等 (積立期間 5 年以上)	元本 550 万円
勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税	同 上	給料天引きで預入等をする勤労者財産形成 年金貯蓄の利子等 (積立期間 5 年以上、据置 期間 5 年以内、年金支払期間 5 年以上)	元本 550 万円 (生損保等は 385 万円) (注) 財形住宅と合わせて 550 万円

2 NISA制度

区 分	対象者	内 容	非課税投資総額
非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得 及び譲渡所得等の非課税 (NISA)	20 歳以上の人	非課税口座 (NISA口座) 内の少額上場 株式等の配当、譲渡益	【～平成 27 年】 最大 500 万円 (100 万円×5 年) 【平成 28 年～】 最大 600 万円 (120 万円×5 年)
未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所 得及び譲渡所得等の非課税 (ジュニアNISA)	20 歳未満の人	未成年者口座 (ジュニアNISA口座) 内 の少額上場株式等の配当、譲渡益	【平成 28 年～】 最大 400 万円 (80 万円×5 年)

少額貯蓄非課税制度等、NISA制度の主な沿革

適用年	障害者等の少額預金の利子所得等の非課税 (障害者等マル優)	障害者等の少額公債の利子の非課税 (障害者等特別マル優)	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税	勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税	NISA
昭和38年	少額預金等の利子所得の非課税(マル優)の創設				
昭和43年		少額国債の利子の非課税(特別マル優)の創設			
昭和47年			勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税の創設		
昭和52年		少額公債の利子の非課税に改組 ※ 公募地方債を対象に追加			
昭和57年				勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税の創設	
昭和63年	老人等(注1)の少額預金等の利子所得等の非課税(老人等マル優)に改組	老人等(注1)の少額公債の利子の非課税(老人等特別マル優)に改組	勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税に改組		
平成18年	障害者等(注2)の少額預金の利子所得等の非課税(障害者等マル優)に改組	障害者等(注2)の少額公債の利子の非課税(障害者等特別マル優)に改組			
平成26年					NISAの創設
平成28年					ジュニアNISAの創設

(注1)「老人等」とは、65歳以上の人、障害者、遺族年金の受給者である妻、寡婦年金の受給者等をいう。

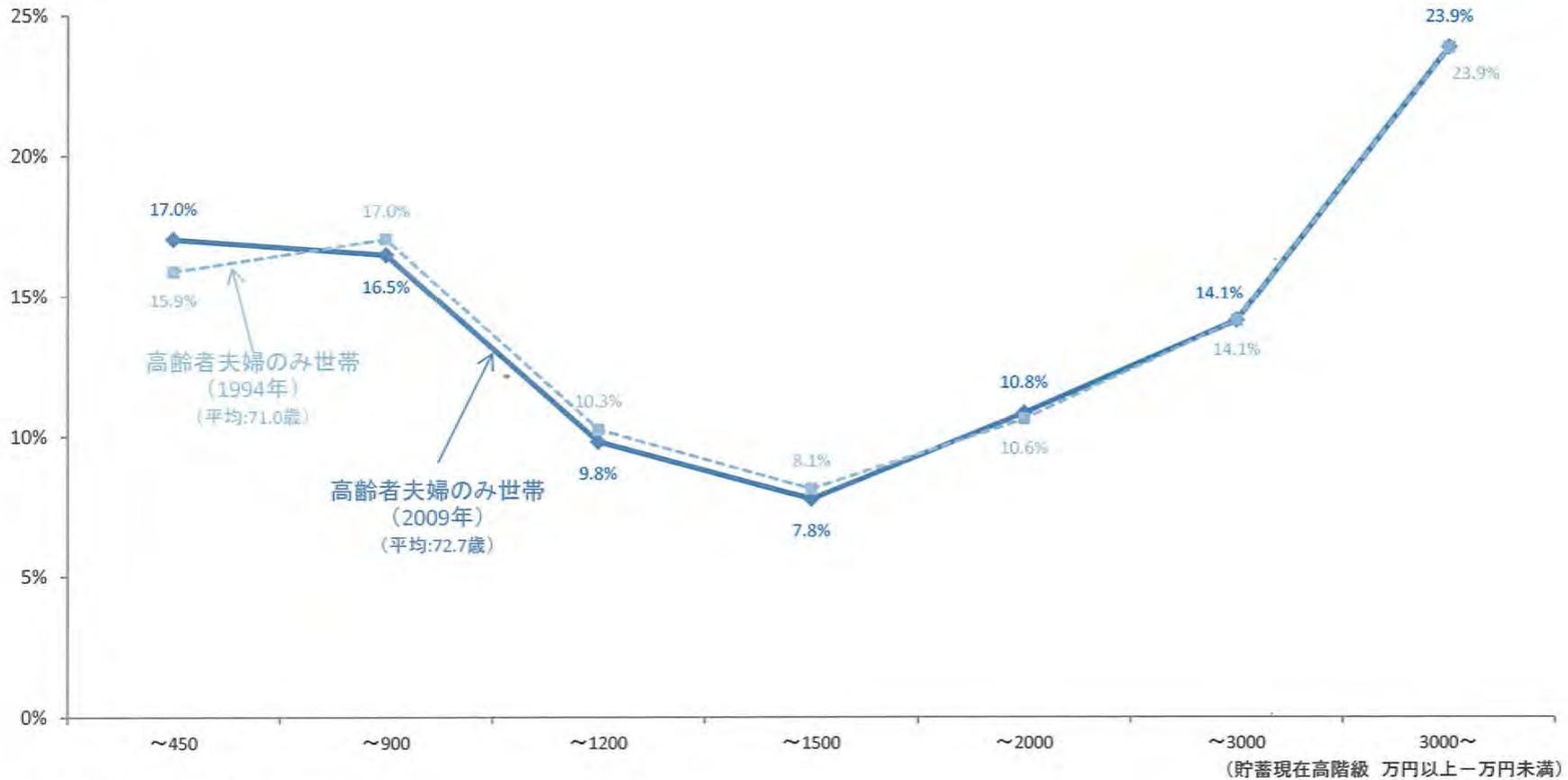
(注2)「障害者等」とは、障害者、遺族年金の受給者である妻、寡婦年金の受給者等をいう。

貯蓄現在高階級別 世帯数分布(高齢者夫婦のみ世帯)

8月20日説明資料から作成

- 「高齢者夫婦のみ世帯」の貯蓄現在高の世帯数分布を見ると、貯蓄現在高が3,000万円以上の世帯数の割合が最も大きい一方で、2番目に割合が大きいのは450万円未満となっている。
- 「高齢者夫婦のみ世帯」は、1994年と比べて、貯蓄現在高450万円未満の世帯数の割合が増加。

(世帯数分布)

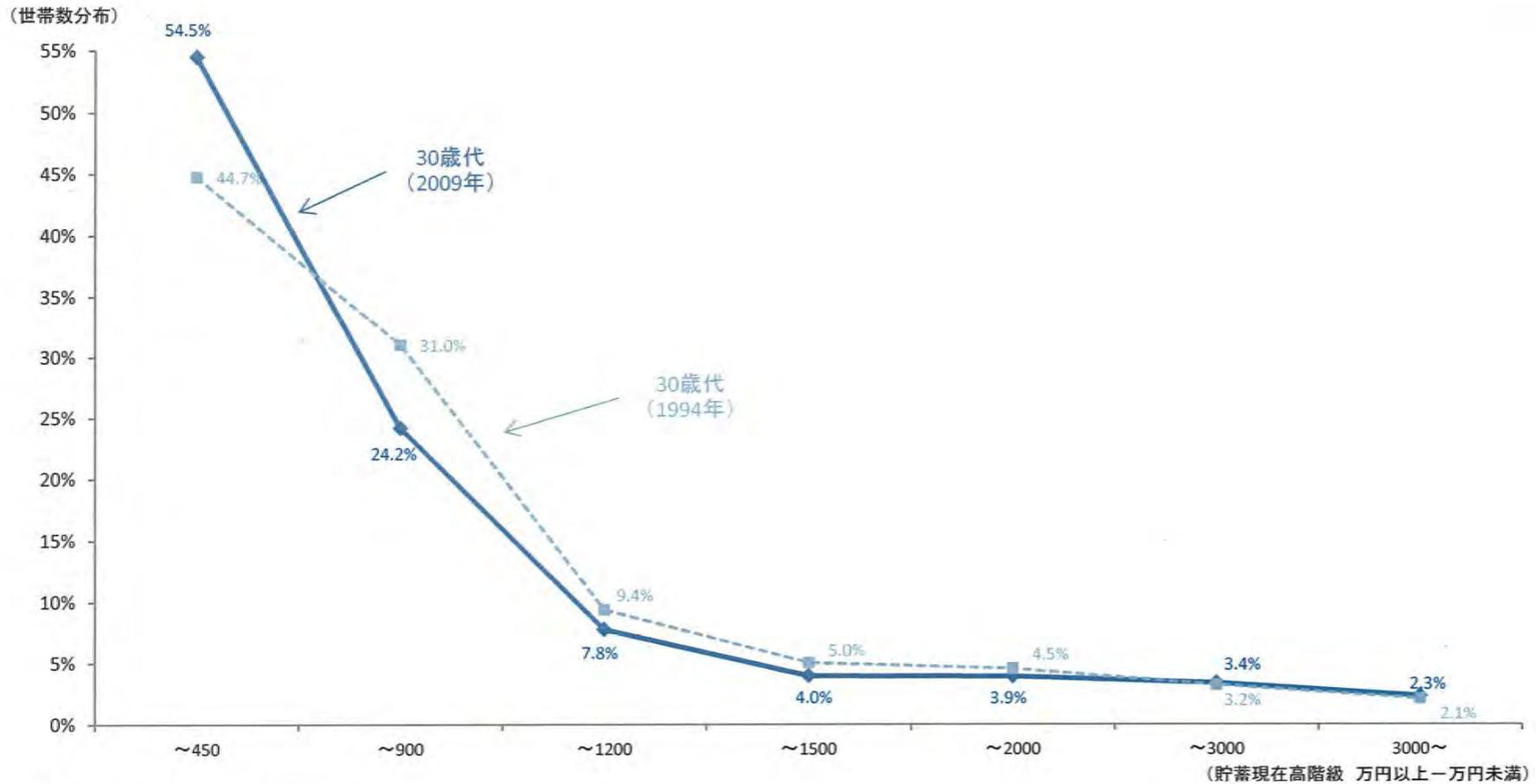


(出所)総務省統計局「全国消費実態調査」

(注)高齢者夫婦のみ世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。

貯蓄現在高階級別 世帯数分布(30歳代・二人以上の世帯)

- 貯蓄現在高が450万円未満の世帯数の割合が最も大きい。
- 1994年と比べて、貯蓄現在高が450万円以上から2,000万円未満までの世帯数の割合が減少し、450万円未満の割合が増加。



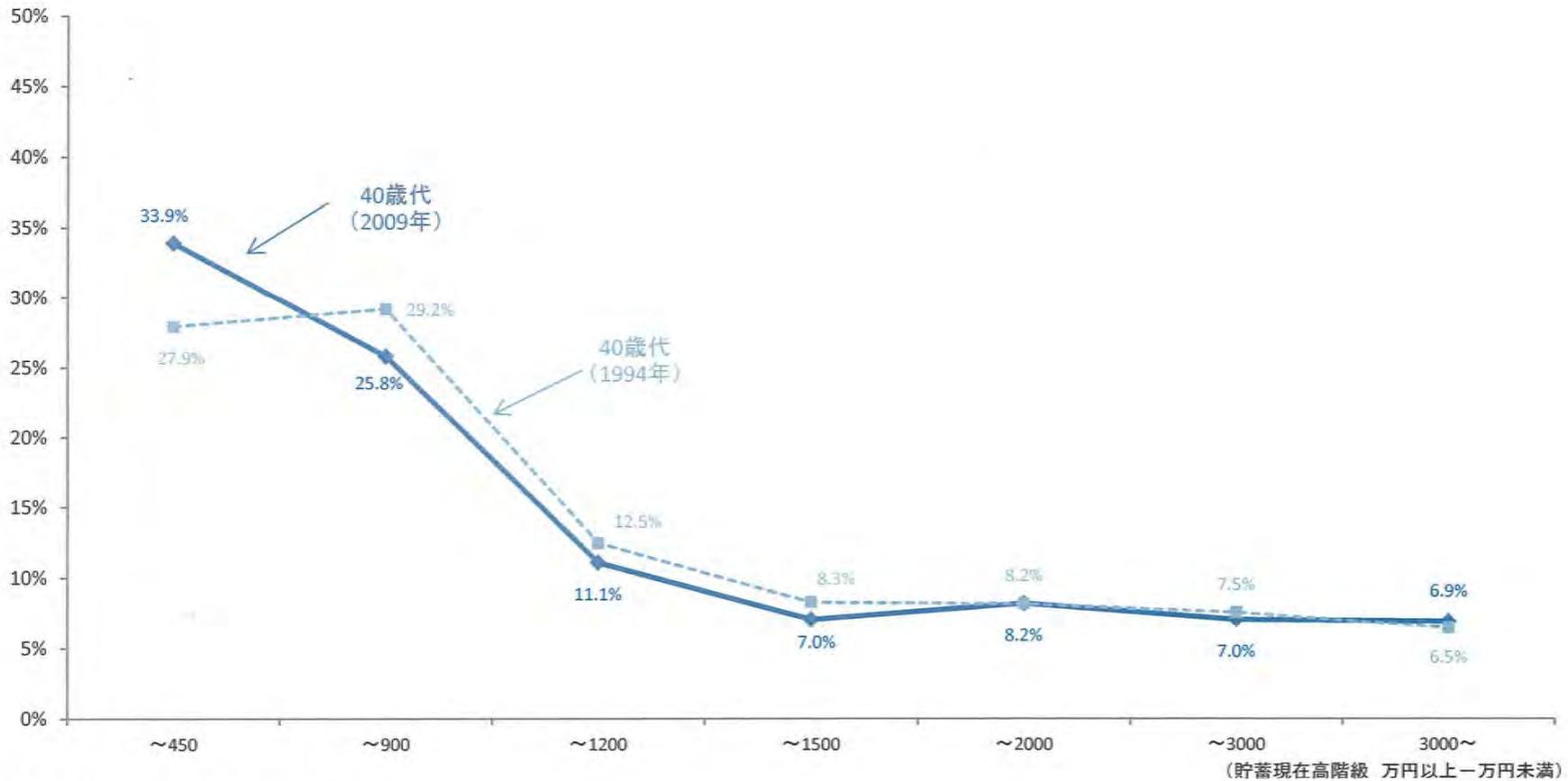
(出所) 総務省統計局「全国消費実態調査」

(注) 30歳代は、「二人以上の世帯(世帯主30歳以上40歳未満)」。

貯蓄現在高階級別 世帯数分布(40歳代・二人以上の世帯)

- 貯蓄現在高が450万円未満の世帯数の割合が最も大きい(ただし、30歳代と比べて、その割合は低下)。
- 1994年と比べて、450万円以上から1,500万円未満までの世帯数の割合が減少し、450万円未満の世帯数の割合が増加した結果、最頻値が450万円以上900万円未満から450万円未満に変化。

(世帯数分布)



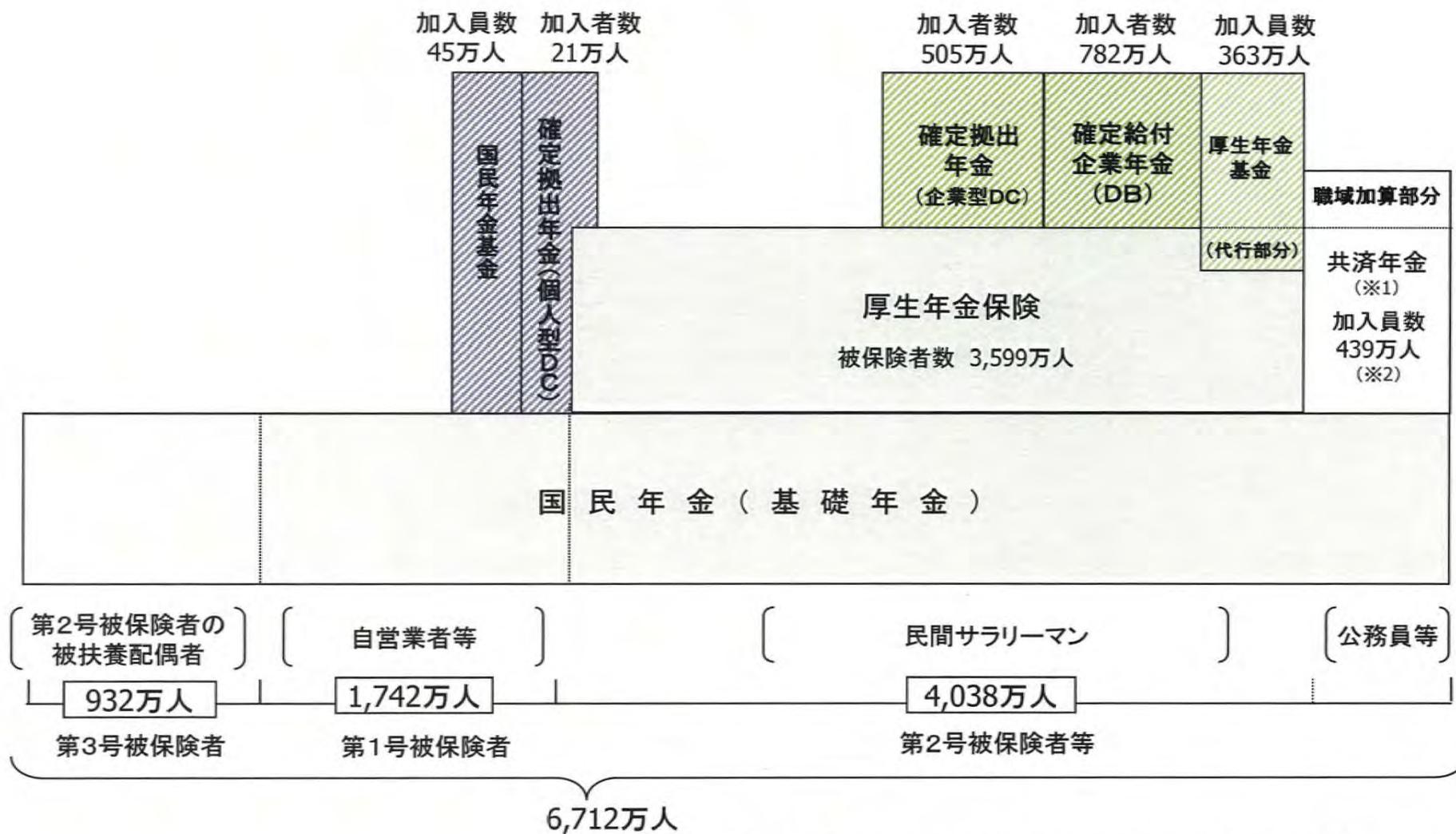
(出所)総務省統計局「全国消費実態調査」

(注)40歳代は、「二人以上の世帯(世帯主40歳以上50歳未満)」。

年金制度の体系【現状】

平成27年9月25日
政府税制調査会
厚生労働省提出資料

(平成27年3月末現在)



(※1) 本年10月以降、被用者年金一元化により、共済年金は厚生年金保険に統合される予定。共済年金の3階部分として、現行の「職域加算部分」は廃止され、新たに「年金払い退職給付」が創設される。

(※2) 平成26年3月末の加入員数。